

前橋市罹災証明書・被災届出証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内で発生した災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(火災による被害を除く。))をいう。以下同じ。)の証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明内容)

第2条 この要綱に基づき発行する証明書及び証明事項は次のとおりとする。

- (1) 罹災証明書 災害による住家及び事業用建物の被害の程度を証明する。但し、確実な証拠によりその事実を市が確認できるものに限る。
- (2) 罹災証明書(事業用設備等用) 災害により受けた事業用設備等の被害内容を証明する。但し、確実な証拠によりその事実を市が確認できるものに限る。
- (3) 被災届出証明書 第1号及び第2号にあてはまらない被害で、市長に届け出た事実を証明するもの。

2 前項第1号の被害程度を判断する場合、原則、内閣府(防災担当)で定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に拠るものとする。

3 第1項の各証明書には、被害額に係る証明を含まないものとする。

(証明の申請)

第3条 前条の証明を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、罹災証明書交付申請書(様式第1号)又は被災届出証明書交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 被害状況の写真
- (2) 修理等に係る見積書等(上記(1)が添付できない場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 申請できる者は、被災者(居住者、使用者及び被災物件の所有者)とする。それ以外の者(以下「代理人」という。)が申請する場合は、罹災証明書交付申請書(様式第1号)及び被災届出証明書交付申請書(様式第2号)の申請者欄に申請者の署名を受け、また、代理人欄に代理人自ら署名した上で、これを提出しなければならない。

(証明書の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請(以下この条において「申請」という。)があったときは、同条の規定により提出された書類(以下この条において「提出書類」という。)を審査し、必要に応じて現地調査を行い、罹災証明書(様式第3号)、罹災証明書(事業用設備等用)(様式第1号)又は被災届出証明書(様式第2号)を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により既に交付した証明書と同一の証明内容について申請があった場合において、提出書類の全部又は一部が必要でないとき、前条の規定にか

かわらず、当該全部又は一部の提出書類の添付を省略させることができる。

- 3 罹災証明書は、特別の場合を除き、災害を受けた日から6月以内のものに限り交付するものとする。ただし、この期間は、災害の規模に応じて変更できるものとし、その場合は、市民への周知を図るものとする。

(様式の特例)

第5条 罹災証明書等の様式がその提出先において特に定められている場合には、当該様式への証明をもって前条第1項に規定する交付に代えることができる。

(再調査の申請)

第6条 第2条第1項第1号の罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

- 2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、当該罹災証明書及び建物被害認定再調査申請書(様式第4号)を提出して行うものとする。

- 3 建物被害認定再調査申請書の提出については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条本文で「様式第1号」とあるのは「様式第4号」と読み替えるものとする。

(手数料)

第7条 罹災証明書及び被災届出証明書に係る手数料は、前橋市手数料条例第4条第4号の規定により免除するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年11月6日から施行する。